

※平成31年以降の表記は、新元号に読み替えることとする。

事業番号 0005

| 平成31年度行政事業レビューシート (個人情報保護委員会) | | | | | | | | | |
|---------------------------------|--|------------|----------|----------------------------|-----------------|-------|--------|--------------|---|
| 事業名 | 個人情報の保護及び活用に關する施策の推進 | | | 担当部局庁 | 個人情報保護委員会事務局 | | | 作成責任者 | |
| 事業開始年度 | 平成27年度 | 事業終了(予定)年度 | 終了予定なし | 担当課室 | 参事官室 | | | 政策立案参事官 松本秀一 | |
| 会計区分 | | | | | | | | | |
| 根拠法令 (具体的な条項も記載) | 個人情報の保護に關する法律第61条第2号、第3号、第6号 | | | 關係する計画、通知等 | 個人情報の保護に關する基本方針 | | | | |
| 主要政策・施策 | - | | | 主要経費 | | | | | |
| 事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内) | 個人情報の保護を図りつつ、近年の飛躍的な情報通信技術の進展に対応したパーソナルデータの適正かつ効果的な活用を積極的に推進することにより、活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するため、個人情報の保護に關する法律が改正された。当事業は、個人情報保護法に基づき、「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する」ための事業である。 | | | | | | | | |
| 事業概要 (5行程度以内。別添可) | 個人情報保護法において、「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること」が委員会の任務とされており、その任務を達成するため、個人情報の保護及び活用に關する施策を推進することとする。 | | | | | | | | |
| 実施方法 | | | | | | | | | |
| 予算額・執行額 (単位:百万円) | 予算の状況 | 当初予算 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度要求 | | |
| | | 補正予算 | - | - | - | - | - | | |
| | | 前年度から繰越し | - | - | - | - | - | | |
| | | 翌年度へ繰越し | - | - | - | - | - | | |
| | | 予備費等 | ▲4.5 | ▲32.7 | ▲10.6 | | | | |
| | | 計 | 28.6 | 115 | 116.9 | 109.2 | 164 | | |
| | 執行額 | 15.7 | 80.4 | 99.1 | | | | | |
| | 執行率(%) | 55% | 70% | 85% | | | | | |
| | 当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%) | 47% | 54% | 78% | | | | | |
| | 平成31・32年度 予算内訳 (単位:百万円) | 歳出予算目 | 31年度当初予算 | 32年度要求 | 主な増減理由 | | | | |
| 個人情報保護業務庁費 | | 83.9 | 129.8 | 「新しい日本のための優先課題推進枠」138(百万円) | | | | | |
| 情報処理業務庁費 | | 15.4 | 24.8 | | | | | | |
| 職員旅費 | | 4.1 | 3.8 | | | | | | |
| 委員等旅費 | | 4.5 | 4.1 | | | | | | |
| 諸謝金 | | 1.3 | 1.5 | | | | | | |
| その他 | | 0 | 0 | | | | | | |
| 計 | | 109.2 | 164 | | | | | | |
| 成果目標及び 成果実績 (アウトカム) | 定量的な成果目標 | 成果指標 | 単位 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 中間目標年度 | 目標最終年度 | |
| | | | | 成果実績 | - | - | - | - | - |
| | | | | 目標値 | - | - | - | - | - |
| | | | | 達成度 | % | - | - | - | - |
| 根拠として用いた統計・データ名 (出典) | | | | | | | | | |

| 成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載 | | | | | チェック | | | | | |
|--|--|--|--|---|-------------|------|------|----------|----------|------|
| 定量的な成果目標の設定が困難な場合 | 定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標 | 定量的な目標が設定できない理由 | | 定性的な成果目標と28～30年度の達成状況・実績 | | | | | | |
| | | <p>本事業の成果は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人情報の適正な取扱いを確保することであり、定量的な目標を設定することは困難である。そのため、「個人情報の有用性に配慮した個人情報の適正な取扱いの確保を図るための措置を行うこと」を定性的な成果目標とする。</p> | | <p>【定性的な成果目標】 個人情報の有用性に配慮した個人情報の適正な取扱いの確保を図るための措置を行うこと。</p> <p>【28～30年度の達成状況・実績】 個人情報保護法の改正に伴う政令・規則・ガイドライン等の整備を実施するとともに、個人情報の有用性に配慮した個人情報の適正な取扱いの確保を図るための体制の確保等を実施した。</p> | | | | | | |
| 事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績 | 代替目標 | 代替指標 | | 単位 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 中間目標年度 | 目標最終年度 | |
| | 指導、助言、勧告、命令等の実施により個人情報の適正な取扱いが確保されること | 指導、助言、勧告、命令等の件数 (注)活動内容の性格に鑑み、目標を記載することは困難。 | 実績 | | - | 270 | 238 | - | - | |
| | | | 目標値 | | - | - | - | - | - | |
| 活動指標及び活動実績(アウトプット) | 活動指標 | | | 単位 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度活動見込 | 32年度活動見込 | |
| | 認定個人情報保護団体の団体数 (注)活動内容の性格に鑑み、見込みを記載することは困難。 | | 活動実績 | | - | 42 | 43 | - | - | |
| 政策評価、新経済・財政再生計画との関係 | 政策 | 個人情報の適正な取扱いの確保 | | | | | | | | |
| | | 施策 | 個人情報の保護及び利活用に関する施策の推進 | | | | | | | |
| | 測定指標 | 定量的指標 | | | 単位 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 中間目標年度 | 目標年度 |
| | | | | 実績値 | | - | 42 | 43 | | |
| | | 認定個人情報保護団体の団体数 | | 目標値 | | - | - | - | | |
| | | 定性的指標 | 目標 | 目標年度 | 施策の進捗状況(目標) | | | | | |
| 民間の自主的取組の活性化に向けた支援 | パーソナルデータの適正かつ効果的な活用の促進 | 毎年度 | 認定個人情報保護団体等の民間の自主的取組の活性化に向けた情報共有等を通じた支援を行うこと等により、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を促進する。 | | | | | | | |
| | | | 施策の進捗状況(実績) | | | | | | | |
| | | | - | | | | | | | |

事業所管部局による点検・改善

| 項目 | | 評価 | 評価に関する説明 | |
|------------------------------|--|---|--|-----|
| 国費投入の必要性 | 事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。 | ○ | 個人情報保護法において、「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること」が委員会の任務とされており、国が実施すべき業務として必要かつ適切な事業である。 | |
| | 地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。 | ○ | 個人情報保護法において、「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること」が委員会の任務とされており、国が実施すべき業務として必要かつ適切な事業である。 | |
| | 政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。 | ○ | 個人情報保護法において、「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること」が委員会の任務とされており、国が実施すべき業務として必要かつ適切な事業である。 | |
| 事業の効率性 | 競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。 | ○ | 入札のための応募期間を十分に設け、案件概要の説明を行う等、情報提供の拡充にも取り組むなど、実質的に競争性を確保する工夫を行った。また、入札可能性調査を行うなどの対策を実施したが、結果的には一般競争入札において一者応札となった契約があり、次年度分の調達の際は手続きの透明性、公平性や競争性を確保するための更なる工夫に努める。 | |
| | 一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。 | 有 | | |
| | 競争性のない随意契約となったものはないか。 | 有 | | |
| | 受益者との負担関係は妥当であるか。 | - | - | |
| | 単位当たりコスト等の水準は妥当か。 | ○ | 個人情報の保護及び利活用に関する施策の推進を目的としたものであり、その目的を遂行する上で、必要最小限の経費を計上した。 | |
| | 資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。 | - | - | |
| | 費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。 | ○ | 個人情報の保護及び利活用に関する施策の推進を行うに当たり、必要な業務を実施するための体制等を整備することを目的として支出したものであり、使途を真に必要なものに限定した。 | |
| | 不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載) | ○ | 仕様書策定段階で複数社の意見聴取・確認を実施し、真に必要な事業要件をより明確化することで、当初の見込みより安価な金額で事業を実施することが可能となったため、経費削減を実現した結果として不用率が大きくなった。 | |
| 繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載) | - | - | | |
| その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。 | ○ | 個人情報の保護及び利活用に関する施策の推進を目的としたものであり、その目的を遂行する上で、必要最小限の経費を計上した。 | | |
| 事業の有効性 | 成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。 | ○ | 成果実績は、個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針となるガイドラインについて、個人情報の保護と利活用のバランスを考慮した規定を設ける等して策定等したものであり、成果目標(個人情報の有用性に配慮した個人情報の適正な取扱いの確保を図るための措置を行うこと)に見合ったものである。 | |
| | 事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。 | - | - | |
| | 活動実績は見込みに見合ったものであるか。 | - | - | |
| | 整備された施設や成果物は十分に活用されているか。 | ○ | ガイドラインについて委員会のWebサイトに掲載したほか、説明会等において周知を図る等、十分に活用している。 | |
| 関連事業 | 関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載) | | | |
| | 所管府省名 | 事業番号 | | 事業名 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| | | |
|---------|--------|---|
| 点検・改善結果 | 点検結果 | 必要最小限の経費により個人情報の適正な取扱いの確保を図るためのガイドラインの改正を行う等、個人情報の適正な取扱いの確保を図るための体制整備を行った。平成29年5月に改正個人情報保護法が全面施行されたことに伴い、より一層、個人情報の有用性に配慮した個人情報の適正な取扱いの確保を図るための措置を行う必要が認められる。 |
| | 改善の方向性 | 引き続き効率的な予算執行に努める。 |

外部有識者の所見

認定個人情報保護団体が適切な活動を行えるよう、きちんと管理されているかを指導していくことも重要である。また、制度を運用していく中で明らかになった課題もあると思われるが、その課題の改善についても留意して活動していくべき。

行政事業レビュー推進チームの所見

| | | |
|-------|------|---|
| 一部の改善 | 事業内容 | 御意見も踏まえ、引き続き、認定個人情報保護団体への支援や制度の利用の推進に努めること。 |
|-------|------|---|

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

| | |
|------|---|
| 執行等改 | 御意見も踏まえ、引き続き、認定個人情報保護団体への支援や制度の利用の推進に努める。 |
|------|---|

備考

関連する過去のレビューシートの事業番号

| | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
| 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 平成30年度 | | | |

※平成30年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



